

実施報告

令和4年度憲法週間行事

「オンライン出前講義」



さいたま地方裁判所では、令和4年5月17日、19日の2日間、平成国際大学の学生（2日間で合計約360名）に向けて、**裁判員制度に関する講義**をオンラインで実施しました。

裁判官による裁判員制度についての講義



裁判員制度とはどんな制度なのか、裁判員に選ばれるまでと選任後の流れや裁判員のルールなどについて、実際に裁判員制度に携わっている裁判官が講義を行いました。

令和5年からは、裁判員候補者名簿に登載される年齢が「**18歳以上**」に引き下げられます。

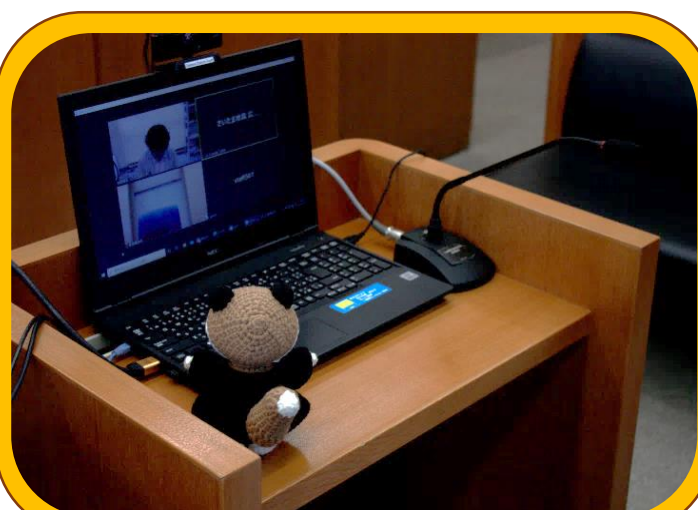
18歳を迎えた学生の皆さんから、不安に思っていることや疑問を直接裁判官に質問していただきました。



みんな手をあげて質問してくれてたね！

学生の皆さんからの感想

- ・改めて裁判員制度について学びました。カメラ越しでの法廷見学をしたり裁判官から裁判に立会う以外の仕事についてお話していただくなど貴重な体験ができました。
- ・裁判員制度が行われる理由や裁判員の役割について知ることができました。イラストや判例を使ったり、クイズ形式を取り入れたりした講義はわかりやすく、理解することができました。
- ・裁判員に選ばれない職業についての話や障がいがある人が選ばれた際の工夫などについては今まで考えたことがありませんでした。ショッキングな写真も白黒にしたり、イラスト化するなどの工夫がわかり、安心しました。私も裁判員に選ばれたら参加してみたいと思いました。
- ・「裁判官及び裁判員双方を含む過半数の判断で決まる」というルールが、有罪か無罪かを定める時だけではなく、量刑の際にも適応されることが一番印象に残りました。
- ・裁判員に選ばれる条件や具体的な裁判の進め方などは詳しくは知らなかったため、勉強になりました。また、裁判員の経験が良い経験になったという人が多いということ、社会経験や法律の専門知識がなくても大丈夫という説明を聞いて、私も裁判員を経験してみたいと思いました。



平成国際大学の皆さんありがとうございました！

さいたま地裁では、これからも若年層に向けた出前講義を実施していく予定です！

さいたま地裁の裁判員情報はこちらから→

